

公益社団法人愛知県ペストコントロール協会役員選任規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人愛知県ペストコントロール協会（以下、「本会」という。）の役員を選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において役員とは、定款第21条第1項に定める理事及び監事をいう。

(選任の方法)

第3条 役員を選任は、定款第22条に則り、総会の決議によって選任する。

2. 前項の決議は、理事又は監事に区分して連記式無記名投票により行う。
3. 理事又は監事の立候補者の合計数が定款第21条第1項に定める定数を上回る場合には、正会員総数の過半数の賛成を得た立候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

(立候補者の要件)

第4条 役員に立候補できる者の要件は、次のとおりとする。

2. 立候補者は、本会会員にあっては本会に入会后2年以上経過していること。
3. 立候補者は、改選年度の4月1日現在において満80歳未満であること。
4. 立候補者は正会員1名の推薦人を必要とし、立候補届に立候補理由並びに推薦人は推薦理由を明記の上、選挙管理委員長へ提出しなければならない。

(役員資格の喪失)

第5条 役員は、その所属する会員（賛助会員を含む）が本会を退会した時は、役員たる資格を喪失する。ただし、本会会員外から選任されている役員を除く。

(役員の設定)

第6条 役員に定年制を適用する。

2. 在任中に満80歳に達した役員は、その日以後における最初の役員改選を伴う通常総会の日に退任する。

(選挙権)

第7条 選挙権及び被選挙権は、1正会員につき1個とする。

(投票の無効)

第8条 次の各号の一に該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの。
- (2) 投票用紙に選任すべき役員の定数を超えて賛意を投じているもの。

(選挙管理委員会)

第9条 役員選任にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2. 選挙管理委員会の委員定数は、3名とする。

3. 選挙管理委員会は、役員選出のための告示を、立候補受付期間開始日の14日前までに行う。
4. 選挙管理委員会は、14日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。
5. 選挙管理委員会は、立候補の受付及び審査を行うとともに立候補者名簿を整え、速やかに正会員に開示し、総会に提出する。

(選挙管理委員)

第10条 選挙管理委員は、理事会において選出し、会長が任命する。

2. 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
3. 選挙管理委員の任期は、役員選出を行う総会の当日までとする。

(開票)

第11条 開票は、選挙管理委員会が、投票終了後遅滞なく行う。

(疑義の判定)

第12条 投票に関し疑義が生じたときは、選挙管理委員会が判定したうえ、必要な処理を行う。

(開票結果の報告)

第13条 選挙管理委員長は、開票が終了したときは、その結果を議長に報告するものとする。

(本規則の変更)

第14条 この規則は、理事会の議決によって変更することができる。

(附則)

1. 本規則は、平成26年9月18日より施行する。
2. 本規則は、平成29年12月14日より施行する。
3. 本規則は、一般法人法の第65条の法改正に伴い令和3年3月1日より施行する。